

## アラート☆スター「日本語翻訳サービス」規約

### 第1条(用語)

本規約における用語は下記のとおりとする。

- (1)「企業」 本サービスを申し込み、日本語翻訳サービスの提供を受ける企業・団体等
- (2)「当社」 安全サポート株式会社
- (3)「JGA」 株式会社 JTB グローバルアシスタンス
- (4)「英文海外安全情報」 JGA がアラート☆スター契約に基づき企業にメール配信する英文の海外安全情報
- (5)「日本語翻訳」 本規約に基づき当社が英文海外安全情報を日本語に翻訳したもの

### 第2条(企業の申込条件)

本サービスは、JGAのアラート☆スターに関するサービスを契約した企業のみが申し込みできるものとする。

### 第3条(サービス内容)

当社は企業に対し、下記のサービスを提供する。

#### (1)日本語翻訳

- ①JGAがアラート☆スターの契約に基づき企業にメール配信する英文海外安全情報の日本語翻訳を行う。
- ②日本語翻訳は、英文海外安全情報のうち下記の情報について行う。
  - a. 企業がJGAの所定のシステムに出張者が滞在すると登録を行った国の情報
  - b. 当社が日本企業にとって重要と認めた国の情報
  - c. 当社が緊急性が高いと認めた情報
- ③英文海外安全情報の内容によって、海外安全情報の全部または一部を日本語翻訳する。
- ④企業への日本語翻訳のメール配信はJGAが行う。

#### (2)日本語翻訳の内容に関する質問受付

- ①企業から日本語翻訳に関する質問をメールまたは電話で受け、回答する。  
受付電話番号 03-3593-5605 (電話料金は企業負担とする)  
受付メールアドレス info@anzen-support.com
- ②電話での受付は、平日の当社営業時間 9時から18時までとする。(当社の夏期休業日および年末年始休業日を除く。)
- ③回答は、原則として受付から24時間以内(当社の営業日・営業時間ベース)に行うこととする。
- ④企業の質問に回答するため有料の調査が必要な場合は、調査を実施する前に当社から企業に見積額を提示し、企業が承諾した場合に調査し回答する。費用について企業と当社の間で合意が得られない場合、当社は調査を実施しない。調査費用については、当社がサービスを実施した後速やかに企業に請求書を送付する。企業は、当社から請求書を受領した翌月の末日までに、当社に対し銀行振り込みによりこれを支払う。
- ⑤企業が日本語翻訳の範囲を超えた質問、相談または手配等を希望する場合は、当社は企業と別途、契約を締結し対応することがある。

### 第4条(著作権)

海外安全情報の日本語訳の著作権は当社に所属する。企業は使用する権利を取得する。

### 第5条(企業の利用制限)

企業は、本サービスを自社(グループ会社を含む)の海外安全のためにのみ利用できるものとし、以下の事項を行うことはできない。

- (1)日本語翻訳を自社(グループ会社を含む)以外に転送または開示すること
- (2)日本語翻訳に関して質問し回答された情報を自社(グループ会社を含む)以外に提供すること

### 第6条(当社の責任)

1. 当社は日本語翻訳の正確性、的確性、完全性、適時性または信頼性に関して保証しない。
2. 日本語翻訳のメール配信に関するエラー等が発生した場合、当社は責任を負わず、JGAの責任で対応する。

### 第7条(損害の賠償)

当社の故意過失に基づき企業に損害を与えた場合、年額の料金を限度に企業が被った損害を賠償する。

### 第8条(守秘義務)

1. 企業および当社は、それぞれ相手方当事者に対して(以下、情報を開示する側を「情報開示者」、情報を受領する側を「受領当事者」という)、本サービスの履行に必要であるとそれぞれが認めた範囲内で、それぞれの所有する情報を開示するものとする。
2. 秘密情報とは、本サービスに関する情報ならびに本サービスの履行を通じて知り得た相手方の企業情報等をいう。ただし、次の各号の一に該当することを立証できるものについてはこの限りでない。
  - (1)情報開示者から開示を受けた時点において、既に正当に情報受領者が所有していた情報
  - (2)情報開示者から開示を受けた時点において、既に公知であった情報
  - (3)情報開示者から開示を受けた後に、情報受領者の責に帰すべき事由によることなく公知となった情報
  - (4)情報を開示されることなく、情報受領者が独自に開発した情報

- (5) 正当な権限を有する第三者から、秘密保持義務を負うことなく合法的な手段により情報受領者が入手した情報
3. 情報受領者は、秘密情報を善良なる管理者の注意をもって保管および管理し、かつ、厳秘に保つものとする。
  4. 情報受領者は、本サービスの履行にのみ秘密情報を使用するものとし、本サービスを履行するにあたって秘密情報を知る必要のある自らの役員または従業員に開示する場合または情報開示者から事前による承諾を得た場合を除き、いかなる第三者にも秘密情報を開示または漏洩してはならないものとする。

#### 第9条(個人情報保護)

1. 当社は、本サービスの履行にあたり知り得た企業が保有する個人情報(以下「個人情報」という)を、法令に従い善良な管理者の注意をもって保管・管理する。企業の書面による事前の承諾を得ることなく、本サービスの履行以外の目的に利用し、第三者に開示または漏洩してはならない。
2. 当社は、個人情報が提供された目的の範囲内においてのみ個人情報を複製し、事前に企業の書面による承諾を得た場合に限り個人情報を加工することができるものとする。この場合、当社は、複製または加工した個人情報を本条に従い取り扱わなければならないものとする。
3. 当社は、個人情報の目的外利用、漏洩、紛失、誤消去、改ざんまたは不正アクセス等を防止するために必要な措置を講じるものとする。
4. 企業は、企業が必要と判断した場合には、当社による前三項に定める義務の履行状況につき調査することができる。
5. 当社は、当社または第14条にもつき当社が再委託した第三者が、個人情報に関して第三者から開示等の請求、苦情もしくは問合せを受けた場合または本条に違反しもしくはそのおそれがある場合には、直ちに企業に報告し、企業の指示に従うものとする。
6. 当社は、本サービス契約が終了した場合または企業が要求した場合には、企業の指示に従い、直ちに個人情報を企業に返還し、または復元不可能な方法により破棄するものとする。
7. 当社は、個人情報に接した当社の従業員等が退職するときは、退職後もなお本条に係る秘密保持義務を遵守させるため、当該従業員等との間で契約書を締結しまたは誓約書を提出させるものとする。

#### 第10条(反社会的勢力との取引排除)

1. 企業および当社は、次の各号に定める事項を表明し、保証する。
  - (1) 自らおよび自らの役員(事実上の役員、実質的に経営権を有する者を含む。以下同じ)が、暴力団、暴力団構成員、準構成員、暴力団関係者、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標ぼうゴロ、政治活動標ぼうゴロ、その他の反社会的勢力(以下総称して、「反社会的勢力」という)でないこと。
  - (2) 自らおよび自らの役員が、反社会的勢力を利用しないこと。
  - (3) 自らおよび自らの役員が、反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供給するなど反社会的勢力の維持運営に協力し、または関与しないこと。
  - (4) 自らおよび自らの役員が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係その他密接な関係や交流を有しないこと。
  - (5) 自らまたは第三者を利用して相手方に対し、暴力的行為、詐術、脅迫的言辞を用いたり、自身もしくは自身の関係者が反社会的勢力もしくはその関係者である旨を伝えたりせず、相手方の名誉や信用を毀損もしくは毀損するおそれのある行為をせず、また、相手方の業務を妨害もしくは妨害するおそれのある行為をしないこと。
2. 企業および当社は、前項に該当するか否かの確認のため、相手方が行う調査に協力するものとする。
3. 企業および当社は、第1項各号に違反し、またはそのおそれがあることが判明した場合には、ただちに相手方に通知するものとする。

#### 第11条(再委託)

1. 当社は、本サービスの一部を第三者(以下「再委託先」という)に委託することができる。
2. 当社は、再委託先に対し本サービス契約に基づき当社が負うべき義務と同一の義務を負わせるものとする。
3. 第1項および第2項に定める場合といえども、当社は、本サービス契約に基づき当社が負うべき義務の履行を免れないものとする。

#### 第12条(解約)

企業および当社は、双方の合意により、本サービス契約を解約することができる。

#### 第13条(解除)

1. 企業または当社は、次の各号の一に該当した場合には、相手方からの催告その他何等の手續を要することなく、本サービス契約を解除できるものとする。
  - (1) 本規約に違反し、またはこれらに関連して不正な行為を行い、相手方より書面でその是正を催告されたにもかかわらず、相当な期間内に是正しない場合
  - (2) 手形もしくは小切手を不渡りとし、または一般の支払いを停止した場合
  - (3) 第三者より仮差押、仮処分、差押、強制執行もしくは競売の申立てまたは公租公課等の滞納処分を受けた場合
  - (4) 破産、特別清算、民事再生もしくは会社更生手続の申立てを受け、または自らこれらを申し立てた場合
2. 企業または当社は、災害その他やむを得ない事由により本サービス契約の履行が困難となった場合には、相手方と協議のうえ、本サービス契約の全部もしくは一部を解除し、または変更することができるものとする。

第14条(合意管轄裁判所)

企業と当社間に紛争が生じ、訴訟の必要性が生じた場合には、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第15条(協議事項)

本規約に定めのない事項または本規約の解釈に疑義が生じたときは、企業および当社は誠実に協議し、その解決を図るものとする。